

常勤理事の退職手当金に関する規程

公益社団法人発明協会

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人発明協会「常勤理事の報酬等に関する規程」第6条（退職手当金）の規定に基づき、常勤理事の退職手当金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当金の額)

第2条 常勤理事の退職手当金の算定は、次のとおりとする。

- (1) 退任時の報酬の月額に百分の25を乗じ、それに在職した月数を乗じた額とする。
- (2) 前号に規定する報酬の月額は、退任日の属する事業年度における年額報酬を12で除したものであるとする。

(退職金の支給制限)

第3条 定款第24条（役員解任）の規定により解任された時は、退職手当金は支給しない。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めることができる。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。